

◆ 受給のためには申請が必要です

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【問い合わせ】 こども家庭課 ☎22・9654 FAX22・9646

■ 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

次のいずれかの条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父か母、父母にかわってその児童を養育している人

- ※児童の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当を受けられません。
- 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- 父か母が死亡した児童
- 父か母が重度の障がい(国民年金の障がい等級1級程度)にある児童
- 父か母の生死が明らかでない児童
- 父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父か母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 母が婚姻せずに生まれた児童

○ 父母とも行方不明である児童

◆ 手当を受けられない人

- 児童が日本国内に住所がないとき
- 児童が、父か母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき*
- 児童が、父か母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき*
- 児童が、労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき*
- 児童が、児童福祉施設などに入所しているか、里親に委託されているとき
- 児童が、父か母の配偶者(内縁関係を含む。)に養育されているとき(父か母に障がいがある場合を除く。)
- 父・母または養育者が、日本国内に住所がないとき
- 父・母または養育者が、公的年金を受領することができるとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く。)

* : 年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

◆ 申請手続きに必要なもの

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の写真(③印鑑(スタンプ印不可))
 - ④ 振込み先の預金通帳(請求者名義のもの)
 - ⑤ 年金手帳
- ※その他書類が必要な場合があります。

※ 手当を受ける人または扶養義務者の所得が限度額を超えると手当が全部または一部停止になることがあります。

■ 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父か母、または父母にかわって児童を養育している人

◆ 特別児童扶養手当1級

○ 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む。)程度に該当するもの

◆ 特別児童扶養手当2級

○ 身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む。)程度に該当するもの

◆ 手当を受けられない人

- 児童が、日本国内に住所がないとき
- 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- 児童福祉施設に入所しているとき
- 児童が、知的障害児施設・肢体不自由児施設への通所・母子生活支援施設に保護者と共に入所している場合、グループホームや医療機関に入所・入院している場合を除く。

○ 父・母または養育者が日本国内に住所がないとき

◆ 申請手続きに必要なもの

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票(全部記載のもの)
 - ③ 手当用診断書(身体障害者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できることがあります。)
 - ④ 印鑑(スタンプ印不可)
 - ⑤ 振込み先の預金通帳(請求者名義のもの)
- ※ その他書類が必要な場合があります。
- ※ 手当を受ける人または扶養義務者の所得が限度額を超えると、手当が支給停止になります。

【手当の月額が改定されました】

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正によって、児童扶養手当と特別児童扶養手当が4月分以降、次のとおり月額2.4%引き上げられます。

■ 児童扶養手当

○ 児童1人のとき

全部支給 : 41,020円 ↓ 42,000円

一部支給 : 41,010円 ~ 9,680円

↓ 41,990円 ~ 9,910円

○ 児童2人のとき 5,000円加算

○ 児童3人以上降のとき

さらに3,000円ずつ加算

※ 所得金額によって全部支給・一部支給を決定します。

■ 特別児童扶養手当

1級 : 49,900円 ↓ 51,100円

2級 : 33,230円 ↓ 34,030円

◆ いわゆる「いつかのために備えましょう」

木造住宅にお住まいの皆さんへ

【問い合わせ】 建築住宅課 ☎43・23330 FAX43・23332

■木造住宅耐震診断受診者募集

木造住宅の地震への安全性を高め、地震に強いまちづくりをするため、木造住宅耐震診断の受診者を募集します。

【募集戸数】

70戸(予定)

【対象】

- 次のすべてを満たす住宅です。
 - 昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)した木造住宅で、3階建て以下の住宅
 - 専用住宅・共同住宅・長屋建住宅(居住者の承諾が必要)、併用住宅(延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの)
 - 市内に所在している住宅
- 在来軸組構法(柱などの接合部を金物で止める一般的な構法)、伝統的構法(柱などを木組みによって建てる構法)、枠組壁(ツーバイフォーなど)構法の住宅

※丸太組構法(ログハウス)などは対象外

【診断方法】

電話で調査日時を調整の上、三重県



事業

○ 現に居住している、または居住が見込まれる住宅

【耐震補強設計の補助額】

1棟あたりの補強設計に要した経費の2/3(上限16万円)

【耐震補強の補助額】

上限132万円(①+②+③)
 耐震補強設計事業で作成した補強計画に基づき改修工事

- ① 1棟あたりの補強に要した経費の2/3(上限60万円)
- ② 工事費用11.5%(上限41.1万円)
- ③ 上乗せ補助(30.9万円)

【リフォーム工事の補助額】

1棟あたりのリフォームに要する経費の1/3(上限40万円)
 ※木造住宅耐震補強工事と同時にを行い、市内に本店、支店、営業所がある建設業者が施工すること

【申込期限】

12月28日(月)

【申込方法】

建築住宅課または各支所振興課(上野支所を除く)にある申込用紙に必要事項を記入し、押印の上、郵送または持参で提出してください。
 ※事業着手までに、申し込みが必要
 です。

※申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

※現在の補助制度はこのまま継続することと確定していませんので、希望する人は、早期の実施をご検討ください。

■耐震改修促進税制の活用について

耐震改修促進税制とは、一定の要件に合う住宅の耐震改修を行うと納める税金が低額になる制度のことをいいます。主な内容として、「固定資産税額の減額措置」と「所得税額の特別控除」があります。いずれの場合も、証明書を添付の上、申請が必要です。
 ※詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

○ 固定資産税額の減額措置について
 課税課
 ☎22・9614 FAX22・9618

○ 所得税額の特別控除について
 上野税務署 ☎21・0950



【申込先・問い合わせ】

〒518-1395
 伊賀市馬場1128番地
 伊賀市建設部建築住宅課
 ☎43・23330
 FAX43・23332

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談